## 業務委託契約書

Ludic株式会社(以下「甲」という)と 野中馨太 (以下「乙」という)とは、以下の業務委託契約(以下「本契約」という)の締結に合意する。

#### 第1条(目的)

甲は、以下の業務(以下「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1)アプリの要件定義
- (2)アプリのデザイン作成
- (3)アプリのDB設計
- (4)アプリの機能開発
- (5)アプリのサーバー環境構築
- (6)その他アプリ開発に関する業務の一切

## 第2条(契約期間)

- 1. 本件業務にかかる契約期間は令和5年12月1日から1ヶ月間の令和6年1月31 日までとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、ただし、契約期間満了の1日前までに甲乙双方特段 の申出がなければ、本契約は破棄されるものとする。

## 第3条(本件業務の遂行方法)

本件業務は以下の通り遂行することと定める。

- 1. 乙は、毎週最低3回、甲の取締役とオンラインにて開発進捗の報告と機能の詳細を 定義する時間に充て、アプリ開発が円滑に進むようミーティングを行う。
- 2. 甲は乙に対して毎週最低3回自由に会議を設けることができ[総東3]、乙はこれに対応する。さらに、1日あたり回数制限なく、乙は甲に対するSlackを通じた質疑に回答する義務があることを相互に確認する。
- 3. 乙は第1項記載の会議の進捗報告をした上で、次回の会議までに開発する機能や 設計を協議のうえそれを実行する。

## 第4条(委託料及び支払時期)

- 1. 甲は乙に、第3条の委託料として、本件業務終了後に35万円(消費税込)を支払う。
- 2. 第1項の支払につき、甲は乙に本件業務終了後、乙の指定する銀行口座に速やかに支払う。
- 3. 振込手数料は甲の負担とする。

## 第5条 (再委託)

- 1. 乙は、本件業務を、甲の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。
- 2. 甲の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合において、甲は当該第三者に対し本契約と同様の義務を課すものとし、乙は、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責を負うものとする。

## 第6条(反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2. 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - (1) 前項1号又は2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - (2) 前項3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - (3) 前項4号の確約に反する行為をした場合

### 第7条(知的財産の帰属)

- 1. 本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他成果物に関する 特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利その他登録を受ける権利及び特許 権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を 含む。)その他の知的財産権は、その発生と同時に、すべて甲に帰属する。
- 2. 受託者は本業務の遂行の過程で得られた著作物に関する著作者人格権を行使しない。

# 第8条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術 上又は営業上の情報、本契約の存在および内容その他一切の情報(以下、「秘密 情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は 漏えいしてはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に 使用してはならないものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、情報を受領した者(以下「被開示者」という。)は、自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、前項と同様の義務を負わせることを条件に、被開示者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、当該要請があった旨を返溯なく相手方に書面にて通知を行った場合には、必要最小限の範囲

要請があった旨を遅滞なく相手方に書面にて通知を行った場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- 3. 被開示者が次の各号の情報に該当することを証明できる場合には、当該情報は秘密情報の対象外とする。
  - (1) 開示の時、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
  - (3) 開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (4) 被開示者が開示を受けた情報によらずに独自に開発・取得した情報
  - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報
- 4. 秘密保持の効力は本契約終了後も存続する。

#### 第9条(契約の途中解除)

- 1. 相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに直ちに本契約の 全部又は一部を解除することができるものとする。
  - (1) 相手方が本契約の条項に違反し、かつ当該違反の書面による是正要求を受けた後10日以内に当該違反が是正されなかったとき。

- (2) 前号以外の場合においてやむを得ない事由等により、合理的な範囲内で甲乙協議の上、本業務の解除が適当であると判断したとき。
- 2. 本契約の途中解除を行う場合、甲は乙に本件業務の委託料として途中解除までに施行された業務に対する報酬を支払う義務はない。支払い方法は第4条の規定に従うものとする。

# 第10条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈等に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

# 第11条(損害賠償)

- 1. 乙は甲に対し本契約に反することで損害を与えた場合、または途中で業務を放棄した場合や納品物が甲が提示した要件を満たしていない場合は、生じた一切の損害を乙が賠償する。
- 2. その他損害が発生した場合は甲が主権を持ち問題解決に努め、乙はこれに従い対応をしなければならない。

# 第12条(管轄裁判所)

本契約に関する裁判所については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名 又は電子署名のうえ、各自1通を保管する。

令和 年 月日

甲 住 所

会社名 Ludic株式会社 代表者名 代表取締役 原 良至 印

乙 住所

氏名 野中馨太 印

